各指定障害者支援施設運営法人代表者 様 (岐阜市所管の施設等は除く。)

岐阜県健康福祉部障害福祉課長

施設入所支援における夜間看護体制加算の取り扱いについて

日頃より県の障がい福祉施策の推進にご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。 標記加算の取り扱いにつきまして疑義照会があり、厚生労働省に確認のうえ、下記の とおり取り扱いますので、改めて加算要件についてご確認いただきますようお願いしま す。

記

○夜間看護体制加算の算定要件について

指定施設入所支援を提供する時間帯を通じて看護職員(重度障害者支援加算(I)の算定対象となる看護職員を除く。)を1以上配置した場合、60単位を算定する。さらに、この場合において、指定施設入所支援を提供する時間帯を通じて1を超えて看護職員を配置した場合、35単位に1を超えて配置した看護職員の人数を乗じて得た単位数を算定する。

○令和6年度の夜間看護体制加算の算定について

令和6年度報酬改定に伴い、当該加算の算定要件を満たす人員配置をしていながら、当 該加算を算定できなかった場合、4月に遡って算定を認めます。

合わせて、体制様式別紙6を修正しましたので、加算を算定する場合、改めて体制届出 書を提出してください。

【参考 報酬告示該当部分】

4 夜間看護体制加算 60 単位

注 2の夜勤職員配置体制加算が算定されている指定障害者支援施設等において、指定生活介護等を受ける利用者に対して指定施設入所支援等を提供する時間に、生活支援員に代えて看護職員(3の重度障害者支援加算(I)の算定対象となる看護職員を除く。)を1以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た施設入所支援等の単位において、1日につき所定単位数を加算する。この場合において、生活支援員に代えて看護職員を配置して指定施設入所支援等の提供を行った場合に、更に1日につき所定単位数に35単位に看護職員の配置人数(1を超えて配置した人数に限る。)を乗じて得た単位数を加算する。

【参考 留意事項通知該当部分】

⑥ 夜間看護体制加算の取扱いについて

報酬告示第9の4の夜間看護体制加算については、施設入所支援を提供する時間帯を通じ、看護職員(保健師、看護師又は准看護師をいう。)を1を超えて配置する体制を確保している場合に、1を超えて配置した人数に応じて昼間生活介護を受けている利用者について加算の算定ができるものであること。なお、原則として毎日夜間看護体制を確保していることを評価するものであり、通常は夜間看護体制を取っていない施設において不定期に看護職員が夜勤を行う場合は算定できない。

| 所 属 | 岐阜県健康福祉部障害福祉課事業所指導係 |
|--------|------------------------|
| 係 長 | 若 原 担 当 高田 |
| 電 話 | 058-272-1111 内 3491 |
| FAX | 058-278-2643 |
| E-mail | c11226@pref.gifu.lg.jp |